

第2回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 平成29年6月6日(火) 13:30～15:00

【場 所】 芦屋市環境処理センター 1階 大会議室

【出席者】 【委員】 8名

(西宮市: 4名)

松永副市長(会長), 須山環境局長,
野田環境局環境施設部長, 橋本環境局環境事業部長

(芦屋市: 4名)

佐藤副市長(副会長), 北川市民生活部長,
森田市民生活部環境施設課長, 大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 2名

(兵庫県: 2名)

竹本農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班,
高石阪神北県民局県民交流室環境課環境参事

【事務局】

(西宮市)

丸田参事, 永田課長, 高橋係長, 菅野係長, 玉置係長,
佐藤副主査, 松尾副主査, 宮部技師

(芦屋市)

藪田(主幹), 尾川係長, 東山主査, 林係員

【傍聴者】 9名

1 開 会

事務局(丸田) (開会)
みなさま, こんにちは。本日はお忙しい中, ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので, ただいまから第2回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を始めさせていただきます。
私は進行を担当させていただきます, 西宮市の環境施設部の丸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは会議に入ります前に, 本日の出席者についてご報告いたします。

両市委員の出席ですけれども、西宮市につきましては4名中4名、芦屋市についても4名中4名、計8名のご出席となっておりますので、検討会議設置要綱第5条第2項により、この会議は有効に成立しているということをまず確認させていただきます。

また、オブザーバーといたしまして、兵庫県より2名ご出席をいただいております。

次に、本日の会議ですけれども、原則公開となっております。本日の議題につきましては、特に非公開とする内容はございませんので公開することで進めさせていただきたいと思っております。

また、後日、市のホームページ等で議事内容につきましては公開してまいりますので、その点をよろしくお願いいたします。

なお、この検討会議の第1回の議事内容につきましては、平成29年5月31日西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議第1回会議における資料及び議事録を両市のホームページに同時に公表させていただいております。

それでは、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

本日お配りしておりますのは、会議次第、委員名簿、第2回検討会議の資料、パワーポイントで作成しておりますけれども、以上でございます。揃っておりますでしょうか。お手元になれば事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは本日の予定でございますけれども、お手元の会議次第に従って進めさせていただきます。資料についてはお手元の紙資料、前のスクリーンにも映し出されますので併せてご覧ください。

それでは、第2回会議の開催に当たりまして、この検討会議の会長であります西宮市の松永副市長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。松永副市長よろしくをお願いいたします。

松永副市長

会議の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

この、西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議、第1回は4月27日に開催させていただきました。1回目は基本的に協議することについての項目を洗い出した形で、今日、2回目で本日から本格的な協議に入っていくのかなと思っております。

広域化することによって、両市によってごみ処理の推進が進むような形で、より良い形で終わるように議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局（丸田）

ありがとうございます。

それでは、会議の方に入らせていただきます。会議の進行につきましては、検討会議設置要綱第5条第1項に基づき、この会議の議長であります、西宮市の松永副市長に進めていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

2 議題

松永会長

それでは、議事次第に従いまして議事を進行していきます。

まず、議題の1つ目でございます。「協議項目の検討について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藪田）

芦屋市環境施設課の藪田でございます。よろしくお願いいたします。

議題（1）「協議項目の検討について」事務局から説明させていただきます。

お手元の資料で、第2回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議資料と前のスクリーンに沿って説明させていただきます。

申し訳ございませんが、松永会長様と佐藤副会長様、お手数ですけれども席を横の方に移動をお願いします。

それでは、まずは「①基本項目」としまして、「基礎データの確認」からずっと下にまいりまして「広域ごみ処理施設整備における両市の課題」までを私の方から説明させていただきます。そして、「②メリット及びデメリット」以降につきましては、後ほど、西宮市の事務局から説明させていただきます。

では、はじめに、ページが飛びますけれども、最終ページの「スケジュール（案）」をご覧ください。

この検討会議の「スケジュール（案）」でございます。

後ほど、議題2でスケジュール（案）につきまして、説明させていただきますが、広域処理の可能性を検討するに当たって、これらの項目について条件を想定していく必要がある為、このスケジュール（案）に則って進めたいと考えております。

本日は、ここにあります項目のすべてを説明させていただきます。

そのあと、本日、6月、第2回のところに丸印を入れております項目について、ご討議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料の説明にまいります。

資料の2頁目、上段にあります基礎データの確認でございます。

このグラフは、西宮市と芦屋市の人口及びごみ総排出量の平成28年度までの実績とそれ以降の推計値でございます。

人口は両市とも阪神・淡路大震災で一時的に減少した後は増加傾向ですが、西宮市は平成31年度、芦屋市は平成37年度をピークに減少すると見込まれます。

ごみ総排出量については、増加傾向でしたが、平成12年からの各種リサイクル法の施行により分別と減量が進んでおり、将来の人口減少の影響によりさらに減量が進むと見込まれます。

これからの施設整備計画は、ごみの減量・減少、地球温暖化対策、資源枯渇対策、処理の効率化等を踏まえ進めていく必要があります。

前回の会議で確認したとおり、ごみ処理の広域化は、処理施設を集約化し、効率の良いごみ処理を行うことにより、これらの課題を克服するためにも重要とされているところです。

西宮市と芦屋市の処理施設の現況でございます。西宮市に2施設、芦屋市に1施設の計3施設が海沿いに並んで配置されております。この3つの施設は阪神高速5号湾岸線の側道により結ばれています。

西から、芦屋市環境処理センターには焼却施設と不燃物処理施設、ペットボトル処理施設等がございます。西宮浜に位置する西部総合処理センターには焼却施設と破碎選別施設が、鳴尾浜の東部総合処理センターには焼却施設とペットボトル圧縮施設がございます。

次にまいります。

「ごみ処理経費の現況」でございます。

収集及び処理の合計金額をごみ総排出量で割った1トン当たり原価が、下の方の6にございます。平成25年度から平成27年度の実績を並べておまして、西宮市が約25,502円から28,827円の間で、芦屋市につきましては39,190円から46,739円、約15,500円の差となっております。

芦屋市のパイプライン施設も含めた収集運搬費用を差し引いた、処理費用のみの1トン当たり原価、表の一番下になってございます。西宮市が14,765円から17,707円、芦屋市が22,597円から27,598円、約8,540円の差となっております。

これは発電による差も考えられますが、やはりスケールメリットが大きいと考えております。

次にまいります。

両市の「ごみ処理の現況」です。西宮市は7種12分類について、もやすごみは西部総合処理センターと東部総合処理センターの焼却施設で、もやさないごみと粗大ごみは西部総合処理センターの破碎選別施設で、ペットボトルは東部総合処理センターペットボトル圧縮施設で中間処理を行っております。資源A、資源B、その他プラにつきましては西宮市が委託した民間事業者で中間処理を行っております。

芦屋市については、燃やすごみ、植木剪定ごみなどは環境処理センターの焼却施設で、また、粗大ごみ、缶、ビン、一時多量ごみ、ペットボトルは環境処理センターの不燃物処理施設等で中間処理を行っております。紙資源は芦屋市が委託した民間事業者の施設で処理を行っております。

次の頁にまいります。

西宮市と芦屋市の「施設整備計画」です。不燃ごみ、粗大ごみを処理する施設について、西宮市の東部総合処理センター破碎選別施設は平成36年度から稼働が始まります。

芦屋市の環境処理センター資源化施設は平成 34 年度からの稼働を予定しています。

また、可燃ごみを処理する焼却施設については、西宮市の西部総合処理センター焼却施設は平成 40 年度から、芦屋市の環境処理センター焼却施設は平成 42 年度からの稼働をそれぞれ予定しています。

なお、これらの施設整備には、現時点での概算ですが、西宮市については 200 億円以上、芦屋市についても 100 億円以上の経費がかかると見込まれており、財政負担が大きな課題となっています。

これらのことから、少しでも経費削減を考えるために、中間処理施設の広域化が選択肢の一つと考えられます。

次にまいります。

この図は、単独処理での施設整備が完了した後の各市の処理施設の状況です。

先程の「処理施設の現況」と見比べていただければ分かりやすいのですが、芦屋市につきましては、現況の図の右上のリサイクルセンターをまず解体しまして、その跡地に新資源化施設を建設します。その後に不燃物処理施設を解体しまして、新焼却施設を建設する計画になっております。

西宮市につきましては、東部総合処理センターの将来施設用地に新破碎選別施設を建設しまして、その後に西部総合処理センターの破碎選別施設を解体しまして、新焼却施設を建設する計画になっております。

2 年の稼働開始のずれはありますが、どちらかの施設整備計画に合わせることで広域処理を進めることが可能と考えております。

次の頁にまいります。

ごみの種別に着目して、広域処理の対象として考えられる範囲を示した図です。

両市の燃やすごみ等を広域での焼却施設で処理を行い、その下にあります燃やさないごみ等を広域での不燃粗大の処理施設で処理を行うことが考えられます。

西宮市につきましては、もやすごみは既存の東部総合処理センターでも焼却処理を行います。

その他、資源ごみは従来どおり、各市が委託した民間事業者施設で処理します。

西宮市が分別している「その他プラ」につきましては、芦屋市は分別しておりませんので、広域処理を行う場合には取扱いを検討する必要がございます。

次にまいります。

「広域施設の処理能力の算定」です。

現時点での試算でございます。実際の建設に当たっては、詳細な設計を行い算出してまいります。

今回の処理規模算定の基準となるのは、全国都市清掃会議の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」により、求めています。

基準となる処理量は計画の稼働年度より 7 年間で最大処理量の年度を処理規模設定年度として算出しています。

これにより、焼却施設の能力については、西宮市単独の場合は日量 268 t，芦屋市単独では日量 93 t，両市合わせた広域での能力は日量 361 t と試算しています。

その下の破碎選別施設は、不燃処理，粗大処理，ペットボトル処理とそれぞれ表のような規模の施設を考えております。

次にまいります。

「広域ごみ処理施設整備における両市の課題」でございます。

広域処理の可能性を検討するに当たっては、諸課題を精査するために具体的な施設の配置を想定する必要があります。

ここでは、広域処理施設を西宮市に建設する場合と、芦屋市に建設する場合の相違点を示しています。

「①整備計画」について、西宮市に広域処理施設を建設する場合は、芦屋市の資源化施設を 2 年間延命する必要があります。

一方、芦屋市に広域処理施設を建設する場合には、西宮市の焼却施設を 2 年間延命する必要があります。

「②建設中のごみ処理」でございます。広域処理施設建設中のごみ処理でございますが、西宮市に建設する場合は、既存の施設を稼働させながら建設することが可能です。

一方、芦屋市に建設する場合には、その間の芦屋市で発生したごみを外部で処理する必要があります。

「③分別区分」，「④収集方法」，「⑤中継施設」について、西宮市，芦屋市，いずれに建設する場合にも取扱いを調整する必要があります。

以上のことから、それぞれに課題はあるものの、将来施設用地を活用した西宮市の整備計画を基礎として広域処理施設を建設することを想定した上で、今後の検討を進めることがより合理的かつ効率的と考えられます。

「①基本項目」につきましては、以上でございます。

松永会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明、各項目にわたって説明があったわけですが、質問・意見があればご発言をお願いしたいと思います。

野田委員

西宮市の野田でございます。

資料 6 頁の上の「広域ごみ処理施設整備における両市の課題」という資料がございますが、芦屋市に建設する場合としまして、建設中は他自治体等へ委託するという事が必要になってくるということのご説明がありました。そ

の結果としては、合理的かつ効率的に行うためには、西宮市で処理をすることが妥当であると説明があったのですけれども、例えば、他自治体に委託してできるのであれば、一概に西宮市でやるのが合理的かつ効率的というように言えるのかどうかということの考え方をお聞かせ願えればと思います。

松永会長

これは芦屋市さん。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。野田委員のご質問でございます、芦屋市に建設する場合、他自治体へごみの処理を委託すればできるのではないかとご質問かと思えます。

できるかできないかという中ではできると判断しております。

ただ、現状、やはりこのような施設があって、その間、建てるのであればどこか外部へごみ処理を委託しなければならないということをお考えすると、合理的に、効率的に考えようと思えますと、芦屋市に建設するよりは、他自治体にごみ処理を委託しなくて済む、西宮市に建設する方がより合理的かつ効率的と考えているものでございます。

不可能と言っているわけではございません。

佐藤副会長

ご指摘の件については、このごみ処理施設を本市で建設する場合の建設中のごみ処理、これを点と捉えた場合、合理性は双方に存在します。この方法を用いても建設は可能です。

ただ、今回の可能性検討会議の中では、広域化そのものの今後、これは西宮市さんに合流させていただいた場合のスケールメリットとか、あるいはごみ処理の効率化とか、あるいは誰もがはっきり判っておりますのは、財政的な有意性です。そういった点から、この時点の説明といたしましては、極めて合理的な位置づけとして、西宮市さんを建設予定地として選択した場合、ある意味では、客観的な状況の中で、我々自身が今後の可能性を検討する場合の、一番寄り付きの良い、考えやすい、アプローチのしやすいということをご説明の主旨とさせていただきました。

要するに、点で考えるのではなくて、線で考え、面で考えるというのがそもそもこの会議のスタートラインにあったと認識しておりますので、このことのみをもって、比較するのではなくて、広域化の全体イメージを形作るためにも、あくまで仮定ではございますが、ご提案を説明させていただいたということになろうかと思えます。

松永会長

西宮市、どうですか。今の説明ということで、当初の案で建設予定地を西宮市にするのか、あるいは芦屋市さんにするのか、まず一番大きなところだと思います。実際に西宮市の処理能力というか、ここでの、6頁の表ですけ

れども、西宮市の処理量であれば、今の処理を稼働しながら、中の敷地を使って新しい処理施設をつくるのが可能であるという形ですけれども、芦屋市さんで、もし、そういうことをするとすれば、他に委託というか、一旦止めて、別場所に処理するのを管理・委託というか、西宮市で受けるか、例えば神戸市さんとか他の自治体とかそういうことだと思いますけれども、一旦、委託をすれば処理することは可能であるということが、可能と言えれば可能なんですけれども、佐藤副会長がおっしゃったように、それが合理的かどうかと言え、中々、それは言いつらいところがあるのかなと、その辺りを踏まえて、合理的な西宮市の方が建設予定地としてはベターなのかな、そういうご意見かなというふうには思いますけれども、そういう考えですかね。

実際に経費率なんかも出してみればわかるのですが、今、手元には無いと思いますけれども、比較を考慮するときには、やはりバックデータも要ると思います。

その中で一番良い形、一番合理的な形、一番効率的な形、財政的な負担も、おそらく普通で考えたら今ある施設の中でできるのと、止めて処理の委託をしてというような手順を踏むということと比べると、普通に考えたら経費はそちらの方が掛かるであろうと容易に推測される場所ですので、その辺りを踏まえた中では、西宮市の方で処理をする。当然ごみ量も西宮市の方が多いわけですから、その方がより効率的であるのではないかなというようなご意見かなということだと思います。

最終的な結論というわけにはいきませんが、今の時点においては、そういう段階の中で建設、広域化を考えて行くという、そのような形でよろしいですか。

佐藤副会長

松永会長が上手く整理をしてくださったのですが、そもそも、この会議は広域化を可能性として検証しようということは、如何にして両市がこの時点において合流することで、最小の経費で最大の効果を上げることについて、分析をしていくということになりますので、ここで発生する費用を他市への委託により発生する費用も包含する形で、かつ、将来的にもそのメリットを確認できる手順を踏む必要があると思いますので、芦屋市が芦屋市で建設する場合の具体的経費を明示して、それを物理的に可能かどうかという観点では可能ではございますが、今後の全体計画における可能性として点検をする中で、このことについても位置付けておいて頂きたいという意味で捉えていただければと思います。

松永会長

それでは、佐藤副会長がおっしゃったように、芦屋市さんの方でそのあたり、西宮市が絶対ということではなく、それも踏まえて芦屋市でした場合はどうだと、比較考慮をするためにもそのあたりは資料を揃えていただいたら、西宮市も芦屋市も市民に対する説明責任があります、例えば、何故ここ

に処理場を建設しなければならないのか、ここを説明する中で、こういうことで経費的にこうだ、例えば、これだけ建設費が余分に掛かるから非効率的だということで、最終的にこの処理場がここに決まったという説明責任がありますので、そのあたりはお手数ですけれども、建設費等の資料を揃えていただきたいと思います。

他にご質問は。

橋本委員

西宮市の橋本です。

広域化の事務の範囲のことに係るかと思うのですが、芦屋市さんがパイプライン施設をお持ちですけれども、今回はこの施設については広域化の対象になると、そのようにお考えか、いかがでしょうか。

松永会長

芦屋市さん、お願いします。

森田委員

芦屋市の森田でございます。

結論から先に申し上げますと、両市の事務レベルの協議の中で収集については、広域化の対象とは考えておりません。4頁に施設整備の計画の表がありますけれども、そもそも広域化を検討しようというきっかけが、双方の施設整備の時期が接近していることと、ここに多額の経費が掛かる、これに対してコスト縮減を図っていくか、効率化を図っていくかというところから話がスタートしておりますので、まずは、この施設整備について広域化を図って行こうということですので、逆に言いますと収集まで広域化ということは今のところ想定していない、ということでございます。

松永会長

橋本委員、よろしいですか。

収集については、今回は検討の課題には入らない。施設の整備に絞った形で、それについてどうあるべきかということはこの検討会議で協議していくという形で確認されたという理解をしておきます。

他にご質問は。

松永会長

須山委員。

須山委員

須山です。

一番最初の人口推計ですけれども、この人口推計はどちらの方からデータを、西宮市の方は総合戦略を作りましたので、一番人口推計が低いパターンを採用しているのですけれども、芦屋市さんの方はどのようなものを採用しているかお教え願いたいのですけれども。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。芦屋市の人口推計につきましては、ごみ処理基本計画

の人口で挙げております。

松永会長 ごみ処理基本計画ということで、ご回答ありましたけれど。

須山委員 先ほどご説明させていただいたのですけれども、その人口は何を基に、西宮市の場合では、総合戦略を作りましたので将来推計はそういった形でいつているのですけれども、ごみ処理基本計画の基はどこでしょうか。

松永会長 事務局お願いします。

事務局（藪田） 芦屋市の藪田です。将来人口推計から引っ張ってきております。

松永会長 回答がありましたけれども。

須山委員 また、後程で結構ですので、データを教えていただければありがたいと思います。

松永会長 また、後で、事務局から根拠をお願いいたします。
他に、芦屋市の方からご質問はございませんでしょうか。
それでは、次の「②メリット及びデメリット」以下の説明をお願いしたいと思います。

事務局（永田） 西宮市環境局環境施設部施設整備課長の永田でございます。
それでは、ごみ処理広域化によるメリット及びデメリットとして考えられる事項につきまして、事務局の方より簡単に説明させていただきます。
配布資料6頁の下の図「広域化におけるメリット及びデメリット」をご覧ください。

左半分にメリット、右半分にデメリットをまとめております。

メリットは主にごみ処理の効率化、いわゆるスケールメリットにより発生するもので、大きくは「ライフサイクルコスト削減」と「環境負荷の低減」に分けられます。

「ライフサイクルコスト削減」については、その下に「イニシャルコスト」、「ランニングコスト」と分けて記載しております。「イニシャルコスト」は、建設単価が割安となる事が考えられますので、結果的にトータルの建設費用が削減されます。

それから、「ランニングコスト」につきましては、施設の統合で運営の効率化が図れ、さらに余剰電力の売却収益増が見込めますので、運営費用が削減されるという事になります。

また、「環境負荷の低減」が図れます。

施設の統合によりまして、焼却施設については発電効率の増加が見込めます。これによって余剰電力が増加しますので、結果的に電力会社が排出する温室効果ガス量、これは主に化石燃料由来の物なんですけれども、それが削減出来るという事になります。

さらに、施設が統合されることで、空いた敷地を災害廃棄物の仮置場として確保する事が出来ます。

一方、デメリットと考えられますのが、「運搬車両の集中」、それと「利便性への影響」ということでございます。

両市統合の施設が西宮市に設置される場合、芦屋市の運搬車両が西宮市内に入り、逆に芦屋市に施設が設置される場合は西宮市の運搬車両が芦屋市内に入ってくる事になります。

これによりまして、施設を設置する側の市では、道路渋滞、騒音振動、温室効果ガスの増加が懸念されます。これを防ぐ為に、廃棄物の運搬方法、増加する車両台数の想定、通行するルートなどについて検討が必要となるものと考えております。

また、市民の「利便性への影響」としましては、現在、両市の分別区分、収集形態の違いということがございますが、これらの統一を図る事が市民の利便性に影響を与える事となります。また、施設が統合される事で、市民がごみを直接、施設に持込む場合の距離が長くなるという事も考えられます。これらの問題を解消する為の検討が必要となると考えております。

次に7頁の上部、「メリット（ライフサイクルコストの削減）」をご覧ください。

これは、先ほど述べたライフサイクルコスト削減の根拠について、事例を基に説明したものでございます。

先ほど、施設規模が大きくなる事で、建設工事費、維持管理費ともに割安となると申しましたが、このうち、建設工事費をごみ焼却施設を例に取って説明しております。

焼却施設の建設工事費につきましては、環境省の資料によりまして、「処理能力」と「施設整備費」、いわゆる建設費の事なんですけれども、この間には「0.6乗則の関係がある」と記載されております。

つまり、施設の大きさが2倍になっても建設費は2倍にはならない。2の0.6乗倍、つまり1.5倍程度にしかならないというようなことが言われております。

実際に、平成27年度の焼却施設の受注実績を表にまとめたものを左下の方に掲載しておりますが、施設規模とトン当りの建設工事費について、ほぼこの関係が成り立っております。

このデータを基に、べき乗関数グラフを描いてみました。それが、右側のグラフでございます。

グラフの横軸は処理能力、縦軸が処理能力当りの建設費となっております。

す。グラフに芦屋市が単独の施設を作った場合、西宮市が単独の施設を作った場合、両市で広域施設を作った場合をプロットしております。これを見ますと広域施設が単独で施設を作る事に比べて割安ということが判ります。

ただし、これらの具体的な価格につきましては、改めて検証が必要と考えておりますので、ここでは、建設工事費のスケールメリットについて、より具体的な理解を深めていただければというようなことで提示させていただきました。

次に同じ7頁の下、「メリット（環境負荷低減）」をご覧ください。

先ほど、施設規模が大きいほど発電効率が上がると説明させていただきましたが、それを判りやすくグラフ化しております。

環境省では、循環型社会形成推進交付金の交付を受けて発電設備付きの焼却施設を建設する場合の交付要件として施設規模ごとにエネルギー回収効率の基準を定めております。

一般に、施設規模が大きいほどエネルギー回収効率が高いという事が知られておりまして、環境省の基準もそれを具現化して交付要件としております。

先程の建設工事費と同様に、芦屋市が単独で施設を作った場合、西宮市が単独で施設を作った場合、両市で広域処理施設を作った場合というグラフにプロットしております。

両市が単独施設を建設する場合よりも、統合した施設の方が発電効率が高い事が判っていただけるかと思えます。

ちなみに、左下の表でございます。施設を統合した場合、エネルギー回収効率は西宮市については1.5ポイント、芦屋市は5.0ポイント上昇するという事になっております。

次に資料8頁の上部「デメリット（運搬車両の集中）」をご覧ください。

先ほど、広域化のデメリットのひとつとして運搬車両の増加を挙げましたが、これは、それぞれの市の施設へごみを運搬する車両数の現状を表にまとめております。

左側が芦屋市内として芦屋市環境処理センターへの平均搬入台数と最大となる日の台数を記載しております。

右側は西宮市内として西部総合処理センター、東部総合処理センターへの平均搬入台数と最大となる日の台数をそれぞれ表にまとめております。

施設が西宮市に設置される場合は、芦屋市環境処理センターの運搬車両台数のうち、焼却施設分が西部総合処理センターへ、不燃物施設分が東部総合処理センターへ入って来ます。つまり、この表に加算されるということになります。

逆に施設が芦屋市に設置される場合は、西部総合処理センターの運搬台数が、そのまま芦屋市の表に加算されるということになります。

運搬車両は、おそらく県道芦屋鳴尾浜線、いわゆる湾岸側道を通って行き

来する事になると考えられますので、参考として、湾岸側道の芦屋浜・西宮浜間と西宮浜・甲子園浜間の日中の通過車両台数を左下の表に記載しております。

ちなみに、平成 22 年度はどちらも上下線合わせて約 1 万台の通行があったとされております。

また、次の「利便性への影響」にも関連するのですが、地図をご覧くださいますと、施設が西宮市に設置された場合、例えば芦屋市民が不燃ごみを直接、施設に持込みたいと考えた場合、現在の芦屋市環境処理センターから市境まで 3 キロ、市境から東部総合処理センターまで約 5 キロの計 8 キロ、往復では 16 キロを余分に走行して搬送していただく事になってしまいます。

まず、車両の増加が容認できるものなのか、あるいは増加を抑える手段があるのか、今後、検討が必要と考えております。

次に資料 8 頁の下部「デメリット（利便性への影響）」をご覧ください。

これは両市で収集しているごみの分類と収集形態を表にまとめたものでございます。

西宮市では、もやすごみは袋で収集しております、この点は芦屋市も同じですが、芦屋市の燃やすごみには「その他プラ」が含まれております。

また、西宮市では植木剪定ごみは、袋に入れられる程度の少量でしか収集しておりません。また、枝類は直接搬入のみ受け入れております。それもサイズに制限があるという状態です。

また、燃やさないごみ、ペットボトルなどは西宮市がコンテナで収集しているのに対して、芦屋市は袋収集となっております。

施設を統合する場合は、これらを施設設置市の条件に合わせる必要があると考えられますが、施設を設置しない側の市の住民にとっては、これまでと分別や収集形態が変わってしまうということで、利便性が低下するという事が考えられます。

これらを完全に合わせなければならないのか、施設を設置しない側としては、変更が容認出来るのか、あるいは調整の手段があるのか、これにつきましても、検討が必要と思われま。

「メリット及びデメリット」についての説明は以上です。

引き続き、「③広域処理の運営方式」について説明させていただきます。

広域処理を行う場合の組織について簡単に説明させていただきます。

資料 9 頁の上部「広域処理組織」をご覧ください。

総務省の統計によりますと、地方公共団体が事務の共同処理を行う場合の手法のうち、現在、一般廃棄物の処理に使用されている手法というのは、ここに挙げている 4 つがございます。

それぞれの制度の概要、地方自治法上の位置付け、メリット、デメリット、実績を表にまとめております。

表の一番上、左から「事務の委託」、「一部事務組合」、「広域連合」、「協議会」となっております。

まず、「事務の委託」ですが、地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の団体に委ねる制度で、委託側は管理・執行の権限を失う事になります。受託側が一元的に事務処理を行う為、迅速な意思決定が可能で、新たな組織を設ける必要も無く、効率的に運営が出来るとなっております。

ただし、その反面、委託側の意思が反映されにくく、ごみ処理意識や技術力の低下の懸念がございます。総務省の統計では全国で135の事例がございます。

次に、「一部事務組合」ですが、地方公共団体が事務の一部を共同で処理する為に設ける特別地方公共団体のことで、独自の議会、監査委員会を有しております。全構成団体の意思が反映され、法人として財産を所有する事も可能ですが、組織の設立や運営の為に費用が必要というデメリットがあります。全国では406の事例がございます。

次は、「広域連合」ですが、一部事務組合の地域、あるいは権限をさらに拡大したものでございまして、一般に一部事務組合より広い区域、あるいは複数の事務を行う場合に設置されることが多い様です。独自の議会、監査委員会のほかに、選挙管理委員会を有する場合がございます。全国では25の事例がございます。

続きまして「協議会」ですが、地方公共団体の事務の一部の管理・執行についての連絡調整、総合的な計画を共同で行う制度でございまして、構成団体の意思が反映されやすい反面、迅速な意思決定が困難という側面がございます。実施例はより少なく全国で4例だけとなっております。

今後、この手法の中から、今回の事例に最も適した手法を選択していくことになると考えております。

「広域処理の運営方式」の説明は以上でございます。

引き続き、次の頁、「費用負担の考え方」について簡単に説明させていただきます。

資料9頁の下部「費用負担の考え方」をご覧ください。

広域処理の為に必要な費用は、大きくは施設建設費と施設運営費がございましたが、各地の事例を調べましたところ、いくつかの分担の考え方がございます。それらを表にまとめております。

まず、表の中の一番上、「均等割」という考え方、これは構成する団体で均等に費用を割るというもので、例えば2つの団体であれば、1：1で費用を分担するというものです。

次に、「ごみ排出量割」という考え方。これは、実際にそれぞれの市で発生したごみの量に応じて費用を分担するというものでございます。

次に、「処理能力割」という考え方。これは各市単独で施設を設置した場合の能力に応じまして、統合施設の費用を分担するというものでございま

す。

次に、「人口割」という考え方。これは各市の人口比で費用を分担するというものです。

実際には、これらを組合せて分担して運用している例が多く、一例として、「均等割」と「処理能力割」等の組合せで分担するパターン、「ごみ排出量割」で分担するパターン、このような例が見られます。

今後、両市にとって適正なメリットがもたらされるように、費用分担の方法について協議を重ねていく必要があると考えております。

「広域処理に係る費用負担」の説明は以上でございます。

松永会長

説明は終わりましたが、ただ今の説明、多項目にわたりましたが、ご質問・ご意見があれば発言をお願いしたいと思います。

野田委員

6 頁の下のメリットの部分でございますけれども、メリットの中で「ライフサイクルコストの削減」、「環境負荷低減」とございますが、もう一つ、「災害廃棄物仮置場確保」ということが挙げられておりますが、先ほどの論議においても、両市で建設する場合が想定されますが、仮に今後進めていく中では、西宮市に建設するものとして検討していきましようとなったのですが、そうなりますと芦屋市の方に施設が、少なくとも一時は無くなると、そうなりますとこの災害廃棄物の仮置場、これは当然、芦屋市として使われると思いますが、西宮市も含めた災害廃棄物の仮置場として利用が可能になるのかどうか。今すぐ、お答えは難しいのでしょうかけれども、考え方だけでもお示しいただければと思います。

森田委員

芦屋市の森田でございます。

今のご質問に対しては、2 つ要素があると思ひまして、一つは物理的なスペースの問題ですね、これは野田委員がおっしゃったとおり、西宮市で広域化をすると仮定した場合、芦屋市はスペースが空くということが考えられ、その活用の仕方ということは色々と考えられると思います。今一つ、災害廃棄物の仮置場ということでございますので、現在、兵庫県下の全ての市町が入った形で災害時の相互支援協定が結ばれておりますけれども、その枠組み中の運用ということもあると思います。この両面でテーマを考えていく必要があるのかと思います。

スペースの問題につきましては、その他にも事務局から説明があったとおり、様々な課題を解消していく中で、前段でもありましたけれども中継施設の問題であるとか、そういうもののあり方もございますので、そういうものを総合的に考えた結果、芦屋市にどれほど、何に活用できるスペースが出てくるかと、このあたりによってくるのではないかと考えております。

松永会長

芦屋市から答えがありましたけれども。

野田委員

どうもありがとうございました。

今日、すぐに結論というわけではなく、次回、メリット・デメリットを色々と総合的に検証した中でという形になろうかと思imasので、また検討をして頂きたいと思imas。

もう一点、よろしいでしょうか。

8頁でデメリットというわけではないのですけれども、芦屋市の「その他プラ」は収集されていないのですけれども、仮に西宮市で焼却施設を建設するとすると、「その他プラ」を西宮市は分別していますので、分別をしていただきたいというような話になってくるかと思imas。

当初の事務局の説明では、今後、検討していくということをごさいますけれども、その可能性等について考え方をお話していただけますでしょうか。

松永会長

はい。ご意見お願いします。

森田委員

芦屋市の森田でございます。

先程、事務局の説明の中でもありましたが、どちらかにあわす。ようするに施設設置側に合わせる考え方が一つ。それと別の第三の道でそろえる、あるいは違う方法、なんらかの形での調整を加える。

この3つの選択肢が示されたわけです。「その他プラ」の問題については、私も西宮市議会の民生常任委員会の提言書を拝見しましたが、西宮市さんの議会の中でも色々な意見があるということは承知しておりますので、総合的に考えていく必要があります。

ただ、私の立場、ごみの減量化に取り組んでいる立場からしますと、分別しているものをまた混合して燃やすというのは、なかなか、今の時代には難しいのかなと思っております、そういった考え方を含めまして、全体の検討に挙げていく必要があるのかと思っております。

松永会長

このあたりは、検討課題という形ですので、今日のこれが結論ということではなくて、今、西宮市からの立場で言いましたけれども、当然逆の立場もあるわけで、西宮市が芦屋市さんに合わせるとかですね、先ほどのこともそうですけれども、災害廃棄物、それでは西宮市はどうするの、というようなことが、当然ある訳で、それは次回以降の検討の中で整理していけばいいのかなと、今日は一応、問題の提起というか、今後の課題の提起という形の整理をさせていただきたいと思imas。

他にご質問等あればお願いします。

橋本委員

事務局さんに答えてもらう形になるのかも知れませんが、デメリットの中で運搬車両の集中ということで、デメリットで挙がっていますが、先ほどの森田委員からの答えが一つの案なのかなと思いますけれども、いろんな、処理施設の混雑とか、あるいは渋滞、あるいは利便性の問題、直接搬入が遠くなる、こういった意味で、何かイメージでこういうことで解決できるんじゃないかというような、イメージ的な案はお持ちなのでしょうか。お願いします。

松永会長

事務局、お答えいただけますかね。お願いします。

事務局（永田）

既にお話にもちょっと出ておりましたけれども、例えば中継設備を設けることで、台数を減らせる、あるいは収集形態を合わせる、中継施設の時点で合わせるというようなことも、例えば方策として考えられるのかなと考えております。

松永会長

事務局からの説明は終わりましたが、よろしいですか。

橋本委員

車両を減らすという意味では何か特に考えはあるのですか。全体を減らすとか。

松永会長

車両を減らす考えはあるのかということですが、お願いします。

森田委員

これも事務レベルでの色々な協議の中で出てきている、他市の先行事例等をみますと、これも中継施設と関連してくるんですが、積み替えですね、例えば2トンのパッカー車が何台も連なって行くのではなくて、中継車で10トンなら10トン、というような大きなサイズの車に積み替えて行けば、1台の車で済む訳なのです。単純な話で2トン5台で行くのか、10トン1台で行くのかと、これによって車は大きくなりますけれども、渋滞というところの緩和には繋がると、そのような方法も考えられるということでございます。

松永会長

橋本委員、よろしいですか。

これもひとつの意見という形でございます。

車両運搬の話ですけれども、台数が西宮市は多いですから、そのあたりも西宮市の車両が芦屋に行くのがいいのか、芦屋市さんの車が西宮にくる方がいいのか、このあたり、当然、次回以降市民感情も含めた整理が必要なのかな、市民感情を鎮めるためというか、理解していただくための方策に、積み替えとか中継施設とかありましたけれども、そのあたりも次回以降の整理と

していきたいと思います。

他にご質問は。

大上委員

芦屋市の大上です。

意見としてですけれども、先だって1回目の会議でも確認させていただきましたが、この会議はあくまでも単独処理と比較して、広域化のメリットを比較検討する、なおかつ、デメリットについて改善可能かどうかというところを検証していくということが大きな目標だと考えております。

その中で、少し気になりますのが、資料に示されておりますデメリットの中で、運搬車両の集中ですとか、そのあたりは施設設置側の懸念材料であり、先ほどから議論になっていきますところも含めて、まさしく協議・検討していくことかなと思いますが、もう一点のデメリットとされる利便性への影響、これ実は、市民の方から見ましたら、やはり直接、生活に関わる利便性のところは大きく関心を持たれているところだと思うのですね。

そういう意味ではデメリットのところには挙がっているのですが、確かにどちらかに合わせる、もしくは両市ともがより良い検討を行うという中で、住民の方も含めて現状と変わるということになりますと、一時的でも手間であったり、浸透しているごみ出しの方法の変更により、混乱が起こるかもわかりませんが、是非ですね、例えば分別区分のこと、収集形態のこと、こちらへんが、今現在の中でのごみ収集における課題や要望ですとか、新たな将来を見据えた方向性ということの懸案事項があるのも事実ですので、是非、住民の方も含めて将来的に便利になる部分があるような検討ができればよろしいかと考えます。

もちろん、減量化への住民の意識というのは高めていきたいという範囲の中でも、利便性についても必ずしもデメリットばかりじゃないというような意識を持って協議していけたらと思います。特に答えは要りませんので。

松永会長

よろしいですか。

分別というか、いい形の分別の形、市民にとって利便性がある分別の形。

当然、ごみの減量化も進めないといけないし、というようなことで将来に向かって、そういう形が一時的に、例えば、形は変わろうとも、将来それが利便性というか、良い環境になるのであれば決してデメリットにはならないのではないかと、そういうご意見だというふうに理解しましたので、そのあたりは完全にデメリットの中に入るのではなくて、一つの、変わることで、作りの的にはデメリットの方に入っていますけれども、ということで整理をしていっていただきたいと思います。

他に、ご質問、ご意見、今回の場合は結論まではできませんので、質疑、意見、色々と出していただいたら結構だと思いますけれども、その他に資料等の中、質問したいもの、疑問のあるもの、更に意見あれば遠慮なくお願いし

たいと思いますが。

須山委員

これは事務局の方になるのですけれども、広域処理組織のところ、他都市の実績で、広域連合だけが、ごみ処理のみ6団体と書かれているのですけれども、他にも全部数字がわかるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

松永会長

事務局、数字わかりますでしょうか。

事務局（永田）

今の時点では、直ぐに返答できる数字がございません。
また、次回に報告させていただきます。

松永会長

今、わからないということですので、次回にはまた数字の方をお願いしたいと思います。
他にお願いします。

森田委員

意見というか、今後の進め方に関わってくることなのですから、私は事務局にも片足を突っ込んでおりますので申し上げるわけですが、この後も今後の予定ということで説明があると思いますし、先ほど冒頭でも全体のスケジュール（案）というのを事務局から説明させていただいています。

本日、要するに今日の位置づけというのが、一定の広域化のスキームというのを想定した上で、今の段階で考えられる課題をテーブルの上にあげましょうと、答えの検討については今後ということなのですが、逆に言いますと、この段階です、想定されるであろう、様々な検討課題というのは、一旦、出し切ってしまうということでない、後々出てくると、また手戻りが生じたりということがありますので、もし皆さんの中で、このことについては今後も検討していく課題として挙げておかないといけないのではないか、要するに、課題の挙げ漏れというのがあるようであれば、是非、今日のところで、お出しただけのものはお出しただけの方、今後の進め方がスムーズにいくと思っております。

松永会長

今回で課題を出し切りたいという、手戻りにならないようにということでございますけれども、各委員さん、どうでしょう。

これもちょっと検討に入れておくべきではないかというようなものは無いのでしょうか。

特に無いですか。無かったら私からよろしいですか。

会長ですけれども、今のことであれば、例えば、このごみ収集であれば、多分、料金収入というかお金を取っているはずなのです、各市、芦屋市

さん、西宮市、当然、収入というのは取って、例えば、今であれば、西宮市であれば市民の方が直接処理場に持ってきてお金を納めたり、業者さんであれば業者さんでという形で、料金形態も違うという形なので、ここらのお金の収受なんかも、例えば芦屋市さんは芦屋市さんの方で全部収受するのか、例えば、西宮市に突然と芦屋市さんの分も含めたお金を、「はい」と言われたときに西宮市の処理場でお金を受け取ることは、中々それはお互いでしょうけれども、クロスした場合も同じことだと思いますけれども、そのお金の受け取り方なんかは、特に今の説明の中では、全然無かったと思うのですけれども、課題とすれば、今頭の中で浮かんだのはそのあたりをどういうお金の受け取り方をするのか、後払いにするのか、その場で払うのか、例えばどこかでその収入も完了した上で、ごみを運ぶのか、そのあたりも合わせた整理が必要なのかなというの、私の頭の中で動いたのですけれども、そのあたりも整理していただけたらと思います。

他にどうぞ。

野田委員

新たな課題という訳ではないのですけれども、次回からメリット、デメリットの詳細のところに入っていかと思います。

メリットに関しては、当然、費用効果というのが出てくると思うのですけれども、少なくとも施設の建設に関してですけれども、現在、焼却施設は両市ともストーカ方式でされているかと思います。

そのまま、一応、ストーカ方式で費用の方、算出をするのか、というのも処理方式によって、だいぶ値段も変わるかなと思いますので。そういった形でいくのか、また、破碎選別施設で、西宮市で言いますと、破碎選別施設、芦屋市さんでしたら資源化施設ですかね、だいぶ手法が違うかなと思いますけれども、広域化の費用を出す場合には、どのような処理方式で、費用を算出されるのか、事務局の方で、今ある程度お考えをお持ちであれば教えていただきたいと思います。

松永会長

事務局、答えてください。お願いします。

事務局（永田）

焼却施設につきましては、まだ、手法は決まっているわけではありませんけれども、ごく一般的に良く使われているストーカ炉で考えてみるのがいいのかなと思います。

破碎選別施設につきましては、現在、西宮市で行っている方法が割と一般的なことなのかなと思いますので、調査もいたしますけれどもそれをまず基本で芦屋市さんとも協議を進めていったらどうかと考えております。

松永会長

他に。よろしいですか。

この辺りの意見集約、整理については、次回以降というふうにさせていた

だきたいと思います。

それでは、次に議題の(2)の方に移りたいと思います。

今後の進め方でございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局(丸田)

それでは、議題の(2)についてご説明させていただきます。

資料の方は最終頁、スケジュール(案)をご覧ください。

先ほど、「①基本項目」の冒頭にもご説明がありましたので、一部重複するところがございますけれども、ご了承をお願いいたします。

第1回目の検討会議では、両市の施設整備のスケジュール(案)を踏まえて、本年11月頃を目途に、ざくっとした言い方をしますと、単独で進めるのか、両市の広域化を進めるのかといった、一定の方針を出してまいりたいと報告をさせて頂いております。

また、そこに至るまでの協議スケジュール(案)については、今後の調整事項という形でしかお示ししておりませんでした。2回目の今回、そのスケジュール(案)としてお示ししております。

この表につきましては、ご覧いただいたとおり、4月から始まりまして、11月、この会議の最終目的であります、両市の広域化の実現の可能性について検討・協議し、一定の方向性を出す、それを11月ということで、そこまでのスケジュール(案)をお示ししております。

本日の会議は、6月、第2回でございます。

本日は、第1回でお示ししました検討会議における協議・検討項目のうち、協議スケジュール(案)を除く、全てについて、先ほど事務局から概要説明をさせて頂いて、いろいろ、ご意見、ご協議をいただいたところです。

この表では、青い丸印で書いております。基本的事項については、今後の協議・検討を進めていく上での仮定、前提条件という形での、先ほどデータや比較検討をこれから出していくという流れの中で、確認をしていただいたところでございます。

今後、目途としまして、11月まで、9月を除きまして、毎月1回、計6回を予定しております。

次回、第3回の会議では、今日、概要説明をいたしましたメリット・デメリットについて、さらに確認・議論をしていただき、第4回目までには広域処理の組織形態、第5回目までには、費用負担のあり方について協議及び整理を行い、それを踏まえて両市の広域化の可能性について、11月には一定の方針を出し、両市市長にご報告したいということでお示ししております。

非常にタイトなスケジュール(案)となりますが、協議の中身については、しっかりとしたものとなるよう、日頃の事務的な協議も含めまして、両市連携して進めていきたいと思っております。

先程、芦屋市の森田委員からも手戻りのないように、検討すべき課題があればということでお話を頂きましたけれども、検討・協議をしていく中で、

進捗、その他、中身によっては課題の追加、報告の追加が発生するものと思っております。

従いまして、スケジュールの進行も含めて、随時、調整を図って行きたいと思っております。

議題（2）の説明については以上です。

松永会長 ただいまの説明につきまして、意見、質問等ありましたらご発言の方、お願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

野田委員 スケジュール（案）を見させていただき限り、今回のこの協議会での検討事項という形で記載されていますので、ほぼこの内容になるのかなと思えますけれども、当然、西宮市も芦屋市さんも今後、市民への広報・アピール等が必要になってくるかと思うのですけれども、そういったものも行っていくということで事務局の方もお考えお持ちでしょうか。

松永会長 事務局、お願いします。

事務局（丸田） ただいまのご質問でございますけれども、確かにこの表にはお示ししておりませんが、この協議につきましては、市民の方への説明責任、また、このことについて市民の方がどのようなお考え、ご意見があるかということは、当然、我々も受け止めていかなければならない中で、パブリックコメントなど市民の方への周知の手続き等につきましても、時期とか、いつぐらいに、あるいはその手法等につきましても、この検討会議の中で、ご協議いただいて進めていきたいと考えております。

松永会長 事務局から説明がありましたけれども、よろしいですか。

野田委員 ありがとうございました。

松永会長 他にご質問、ある方。よろしいですか。

それでは、議題の（3）でございますが、事務局から何か説明がありますでしょうか。

事務局（丸田） 特にございません。

松永会長 特にないということですので、本日の議題は以上ということですが、全体をとおしまして何かご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

ご発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後に兵庫県の方からひと言頂戴したいと思っておりますけれども、何か、ございますでしょうか。

竹本氏

兵庫県環境整備課の竹本と申します。

兵庫県では、現在、兵庫県ごみ処理広域化計画を策定し、各市町の皆様にごみの広域化のご協力をお願いしております。

その計画の基本的な方針は3つございます。一つ目は、3Rの推進です。排出抑制を最優先といたしまして、再使用や再生利用、熱回収の順に適正な利用の徹底をお願いしております。

二つ目は、強靱な一般廃棄物処理システムの確保です。大規模災害に備えまして、広域での処理体制を構築していただきまして、老朽化した施設につきましては、適時、更新や改良をお願いしております。

三つ目は、地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物の処理施設の整備ということをお願いしております。

特に、この中で、今回、広域化でご検討いただきたい項目につきましては、発電等の高効率のエネルギー回収に努めていただくこと。

また、分別収集をご検討いただく、機会ですので、その他プラスチックや特に事業系の紙ごみ等の古紙などまだまだ回収しきれていないような品目について回収率が上がるような分別収集体制の構築や市民の皆さんへの啓発をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

松永会長

ありがとうございます。

高石参事

阪神北県民局環境参事の高石と申します。

広域処理、広域化に向けてのメリット・デメリットの検討が進めると非常に好評と思います。

このごみ処理の施設の効率化、スケールメリットとしまして、この今日もご説明にございましたイニシャルコスト、建設単価が割安になっていくということは、結局、ある一定量の処理能力を持つものを作る時に、建設単価が安くなるわけですから、そうすると少しお金が浮いてくると、ある意味では建設費が浮く、その部分は排ガス処理等に、より高度、より効率なものを持っていくというふうなメリットが生まれてまいります。

それが、いわゆるこの6頁に書いてあります環境負荷低減の発電効率を、ごみ発電による電力の部分、プラス、本来の目的でございます環境負荷そのものへの影響というようなご検討にもつながっていくのではないかとというふうに期待するところでございます。以上でございます。

松永会長

はい。ありがとうございます。

本日の議事はこれで終了ですけれども、事務局より次回の予定について説明をお願いしたいと思います。

3 次回の予定

事務局（丸田）

はい、それでは次回の予定について説明させていただきます。

次回の予定でございますけれども、先ほど今後の進め方の中でも見ていただきました、第3回の検討会議を7月、皆さんもお忙しいと思うのですが、7月に、今度は西宮市で開催を予定しております。

日程につきましては、後日、事務局で各々日程調整させていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次回日程につきましては以上でございます。

それでは、本日の議題はこれにて終了となりますが、会議の閉会に当たりまして検討会議の副会長でいらっしゃいます芦屋市の佐藤副市長様より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、佐藤副市長、よろしくお願いいたします。

佐藤副会長

事務局の皆さん、ご苦労様でした。

委員の皆さん方にも、活発な意見を交わしていただいて、非常に今後に向けて議論の整理ができたのではないかと思います。

今日の新聞にも出ておりましたように、こういった課題というのはご縁のものでございます。

某兵庫県下の市が、最終的には単独で舵を切られた決定をされたということの要素のいくつかは、施設建設の更新の時期が合わないということ、それから、立地ですね。近隣市にその縁談の相手が存在しなかったということで、我々にとってみましては、この点については良縁に恵まれておりまして、今後この話を、具体的検証過程に入るところまでは、今日において参っております。

今日はその中でも、具体的に西宮市なのか芦屋市なのかというような仮説の立て方がございましたので、非常に生な話まで一気に加速した感はありますが、これは決して避けては通れない検証事項でございますので、今後に向けては、いい足掛かりができたのではないかなと思っております。

加えて県のアドバイスにもありましたように、これは、この今回の施設建設のみを考えるのではなくて、環境負荷の課題でありますとか、循環型社会の建設。これに向けて西宮市と芦屋市の両市が、どういった知恵と工夫をそ

ここに集約できるかということにも関わる壮大な事業だと思います。

ある意味では、今日的な環境処理センターが建設され、歴史を繰り返すことによって、その施設はエネルギーセンターと呼ばれる時代が来るような、その足掛かりを作る、そういう会議ではないかと思います。

今日、そういった視点で、西宮市と芦屋市が時を同じくして施設更新の時期を迎えたこと、それから、第1回の委員会の冒頭で申し上げましたように、なんとか対岸に橋を架けたいと思っておりましたが、湾岸道路の側道が、県道として走っております、立地の良さですね。これらも加えますと、非常に根本的な問題については、環境は整っているのではないかと思います。

当然、これは芦屋市でやるのか、西宮市でやるのかということも今後の議論の中心になるとは思いますが、我々は施設を造るという作業をしているのではなくて、この環境問題について、何とか新しい歴史を作るととらまえて取り組んでいきたいと思っています。

最後になりますが、デメリットがことさらに強調されることを全く厭うことは、この検討会議はないと思っております。

これは、普通に単独処理をやる場合でも課題は山積しているのが環境行政でございますので、これを機会と捉えまして両市のごみ処理基本計画が見直されて、より良いものが両市の将来市民が受け止められるように、受け取れるように、我々自身その可能性について協議を行うことこそが、大切なのではないかと思います。

最後の最後に、これはひとつお願いなのですが、事務局も大変ですが、部会がございますので、部会の中で、本日、委員からご質問のあった資料の出典とか、あるいは比較資料の正当性とか、あるいは比較するに値する由来を持っているかどうか、これらは事前に作業部会の方で十分な確認をして頂いて、そこから先をこの検討会議で、時間の許す限り、丁々発止の協議をする。これはお願いでございます。

資料の正当性、あるいは信憑性、信頼性があるからこそでございますので、大変な作業になるかも知れませんが、今後、よりシビアな検討が加わって参りますから、その点について、最後をお願いいたしまして、本日、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

4 閉会

事務局（丸田）

それでは、以上を持ちまして第2回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を閉会させていただきます。

本日は長時間に渡りまして本当にありがとうございました。

（閉会）